7月は保険証などが切り替わる時期です

問 国保年金課給付係・賦課係　☎ 575-1198

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

後期高齢者医療被保険者証をお送りします

現在お使いの保険証（オレンジ色）の有効期限は7月31日㈬です。**8月1日㈭以降**は、新しく交付する保険証（**ピンク色**）を医療機関に提示してください。

期限の切れた被保険者証は…

被保険者証の誤使用や詐欺被害を防ぐため、国保年金課または各総合支所市民福祉係に返却いただくかご自身で破棄してください。 ※個人情報に留意の上、裁断などにより確実に破棄してください。

マイナンバーカードと被保険者証の一体化

令和6年12月2日付けで被保険者証は廃止となりますが、7月下旬に交付する新しい被保険者証（ピンク色）は記載内容に変更がない限りそのまま有効期限である令和7年7月31日㈬まで医療機関などでご使用いただけます。

国民健康保険被保険者の皆さんへ

納税通知書を7月中旬に発送します。特別な事情で納付が難しい場合は、お早めに収納課（575-1231）にご相談ください。

国民健康保険被保険者の皆さんへ

国民健康保険高齢受給者証（70～74歳の人が対象）をお送りします

現在お使いの高齢受給者証の有効期限は7月31日㈬です。**8月1日㈭以降**は、新しく交付する高齢証を医療機関に提示してください。(交付時期:7月下旬)

書類が届いたら記載内容の確認を

氏名や住所などが合っているか確認し、異なる場合は国保年金課にご連絡ください。

期限の切れた高齢受給者証は

受給者証の誤使用や詐欺被害を防ぐため、国保年金課または各総合支所市民福祉係に返却いただくかご自身で破棄してください。 ※個人情報に留意の上、裁断などにより確実に破棄してください。

国民健康保険被保険者の皆さんへ

限度額認定証のお手続きはお早めに

限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証（以下､限度額証）は､医療費が高額になった場合、医療機関の窓口にて、医療費の支払いを一定額で済ませることができる制度です。限度額証は、原則、申請月の1日から適用となり、有効期限は毎年7月31日です。

交付を受けている国保被保険者に更新の案内送付

限度額証更新のお知らせと申請書を**7月上旬に送付**します。8月1日㈭以降も限度額証が必要な場合は、国保年金課または各総合支所市民福祉係に申請してください。

国民健康保険税の滞納がある場合や世帯内に所得未申告者がいる場合は、交付できない場合があります。**必ず、所得申告をした上で申請をお願いします。**

[受付先]
国保年金課または各総合支所市民福祉係
[持参するもの]
申請書､顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）※別世帯の代理人による申請は､委任状が必要です。

マイナ保険証利用時は、限度額認定証の事前申請は不要です。ぜひマイナ保険証をご利用ください。　市HP

※このスペースは有料広告です。詳しくは､秘書広報課（☎ 575-1113）にお問い合わせください。